

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

公務員労働者の労働基本権剥奪を一部緩和の見込み

公務員制度改革案における協約締結権と争議権の位置づけ（第1回）

現在、「国家公務員制度改革推進本部」が国家公務員法改正の準備を進めている。「国家公務員制度改革推進本部」は、国家公務員制度改革推進法（平成20年法律第68号）により設置された内閣直属の組織で、内閣総理大臣が本部長、全閣僚が本部員となっている。「本部」のもとに置かれる「国家公務員の労働基本権（争議権）に関する懇談会」が、昨年12月末に報告書を発表し、その中で「自立的労使関係制度に関する改革素案（たたき台）」を提示した（www.gyoukakugo.jp/koumuin/kihonken/houkoku.pdf）。

「たたき台」は、国家公務員の労働協約締結権については回復の基本方向を示し、争議権については論議の観点を列挙している。内閣は労働協約締結権については回復とし、争議権については回復または剥奪継続のいずれとするか決定したうえで、国家公務員法改正法案を策定し次の通常国会に提案する予定である。

現在進んでいるのは国家公務員法改正の準備であるが、国家公務員制度改革推進法付則第2条により、政府は地方公務員についても「整合性をもって、検討する」こととなっているので、引き続いて地方公務員法も同一

内容で改正されることになるだろう。労働協約締結権が回復となるとなれば、公立学校の教職員組合も含めて地方公務員の組合の存在意義は飛躍的に高まることになる。その意味で、公務員制度改革には画期的な意味があると言ってよい。

しかしながら、「たたき台」に至る制度改革作業には大きな問題がある。以下、公務員制度改革の現状と問題点について一瞥する。

公務員労働者の権利制限

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）と宣言したうえで、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」（第28条）と規定する。公務員が第28条の「勤労者」に該当することには学説・判例上の異論はない。したがって「国民」であり「勤労者」である公務員であっても、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」は当然「侵すことのできない永久の権利」として保障され

るのである。

ところが、現行の公務員法体系は、公務員のうち警察官・消防官・自衛隊員など一部職種については「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」の全部を剥奪しているほか、それ以外の職種についても権利を大幅に制限・剥奪している。たとえば、現業職員を除く教育職・行政職の学校教職員にあっては、労働協約締結が一切不可能であるなど団体交渉権が大幅に制限されるほか、争議権が全部剥奪されている。一見保障されているように思われている団結権についても、労働組合法が適用除外とされ「登録職員団体」制度のもとで組織形態が大幅に制限されている。

公務員の労働基本権の制限・剥奪の法的根拠としては、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定していることがその主要な理由とされてきた。憲法学者の芦部信喜は、この「全体の奉仕者」規定や「公共の福祉」（第12条）規定などの「抽象的な観念」の背後には「特別権力関係論」があり、公務員の権利制限の根拠としては妥当性を欠くとする（『憲法』第三版、1997年、岩

女性部学習交流集会のお知らせ

いきいきと働き続けるために、楽しく学んでおいしく食べよう
—押し寿司を作ろう—

お元気ですか。今、再び「健康と食の問題」に強い関心が集まっています。男性、子供を巻き込んで楽しい食卓作りをしてみませんか。ケーキのようなおいしくて楽しい押し寿司を簡単に作る方法を学びながら、今一度、「食」について考えます。農業の現場から茨城農民連女性部ゆいの会の池田公子さんをお招きして、農業の問題・旬の食材・野菜のおいしい食べ方など学びます。

2011年2月26日（土） 10時—13時

参加費 200円（食材代）

ふれあいの里石岡 ひまわりの館（石岡市大砂 10527-6 電話 0299-35-1126）

波書店、103-104 ページ）。19世紀のドイツにおいて提唱され、大日本帝国時代に導入された「特別権力関係論」においては、公務員の勤務関係は一般的な労働者の「私法」上の雇用契約関係とは異なる「公法」上のものであって、公務員については憲法上の人権保障は解除されるとされてきた。現在の憲法学・行政法学においては公務員の労働基本権剥奪の論拠としての「特別権力関係論」はすでに過去のものとなっている。

ところが、裁判所の判例においては、公務員の労働基本権と政治的自由の剥奪が基本動向となっており、上記「たたき台」もそれに乗じて、労働基本権回復を小幅なものにとどめる方向性をとっている。

労働協約締結権をめぐる問題点

「たたき台」は、現在剥奪されている労働協約締結権を「付与」しているとしている。そのうえで労働側

の当事者については、「構成員の過半数が職員であること、職員により自主的に結成され、運営が民主的であること等を交渉団体の要件とする」としている。「過半数の職員によって構成される」というのではないから、いわゆる「過半数組合」でない組合であっても協約締結権をもつことになる。それはよいが、「構成員の過半数が職員であること」とのしほりにより、省ごとの団体でなければならないことになる。つまり、省を横断する組合や連合体は、各省当局との交渉に際しては、「構成員の過半数が職員」ではないとして交渉や協約締結の対象から排除されることになる。

現行の国家公務員法にあっては、労働組合法が適用除外とされ（付則第16条）、「職員団体」制度が定められている（第108条の2、3）。国家公務員は労働組合を結成することができず、結成したとしてもその団体は当

局との交渉や争議の主体となる労働組合法上の保護を受けられない。国家公務員は各省庁の枠内で職種別に「職員団体」を結成し、人事院に登録しなければならない。国家公務員については、団体協約締結権と争議権だけが剥奪されているのではなく、じつは団結権も大きく制限されているのである（地方公務員法も同様）。

「たたき台」では登録先が人事院から中央労働委員会に変更されるだけで、「職員団体」制度が維持されるようである。公務員は、「企業内組合」に分断されたまま、登録職員団体という制限された制度のもとで交渉と労働協約締結をおこなわなければならないことになる。これが、協約締結権獲得後の、各段階での労使交渉において労働側の活動の制約要因となるおそれもある。

今回は、争議権について見てみよう。

（つづく）

必修〈道徳〉は生徒の道徳性の発達をうながすか？（第32回）

杉原千畝物語の〈道徳〉教材化における作為と誤謬

「六千人の命のビザ」——杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム(17)

§ 7

シオニズムにおけるホロコースト評価の基本的枠組みとその転回

〈道徳〉教材としての杉原ビザ

小学校や中学校の「道徳の時間」において杉原千畝が取り上げられる場合、教員はまず約600万人に及ぶ犠牲者数や写真資料を示して「ホロコースト」について説明したうえで、杉原が約1か月にわたって二千通以上のビザを発給することで、約六千人のユダヤ人の逃亡を助けてその命を救ったことを示すのが通例である（たとえば、www.page.sannet.ne.jp/tate-y/sugilsensai.htm）。

領事代理杉原千畝は、外務大臣の訓令に違反し個人としての決断によりビザを発給したことで、外交官としての地位を危うくするだけでなく自らの安全をも危険にさらした。したがって杉原の行為は自己犠牲的な〈道徳〉的行為としてとらえることができるのであり、たとえば「自分であればそのようにするか」と児童生徒に問いかけることが可能となる。こうして杉原千畝の物語は〈道徳〉教材として成立するのである。

〈道徳〉教材においては、題材として提示された状況において道徳的に善である行為をすることも、逆にしないことも、いずれも可能でなければならない。これから為そうとする事柄に関して自由意志にもとづく選択が可能であることが前提となる。もし、ある場面でとりうる行為がただひとつに限られていて、異なった行動をとる可能性がまったくないという場合、当事者がどのよ

うな行為をしたかについての物語は〈道徳〉教材にはならない。

選択の余地があったとしても、道徳的に善とされるほうの選択肢には顕著な困難性があり、個人的な不利益が伴うのでなければならない。杉原千畝の例においては、もしビザ発給にいささかの障害もなく、そのことで自分の経歴に疵がつく可能性も皆無であった場合、〈道徳〉教材にはならない。

国粋主義団体「日本会議」の上杉千年が主張したように、杉原千畝は「八紘一宇」の国是にしたがってビザを発給したのだとすると、一官吏が国家方針に従って職務を遂行したというだけの話になってしまう。官吏としての義務に反することもなく、個人としての「決断」の入り込む余地はない（本連載第19回、本紙第999号）。これでは〈道徳〉教材とはなりえない。

あるいは、日本に滞在したことのあるユダヤ人マーヴィン・トケイヤーが言うように、外務大臣訓令には違反するけれども天皇の意思には合致すると杉原千畝が判断してビザを発給したのだとすると、すなわちもし天皇がこのような場面に立ち会ったとするならばそうしたであろうと考えてビザを発給したのだとすると、杉原は個人として「決断」したのではなく、天皇の判断（と考えられるもの）に忠実に付き従って行動しただけのことになる（本連載第20回、本紙第1000号）。これもまた、〈道徳〉教材とはなりえない。

職務として国家方針（とされるもの）を遂行するにせよ、あるいは天皇の判断（と考えられるもの）に忠実に従うにせよ、そのように行動す

ることを、すでにあらかじめ決定しておく必要がある。それはそれで道徳的選択と見えないこともないが、最初の一回だけの道徳的選択で、以後の全行動方針が決まってしまうような安易な生き方を道徳的なものと看做すことはできないだろう。むしろ、反-道徳的といわざるをえない。

杉原ビザの物語とホロコースト

道徳的には妥当であるけれども自己にとっては不利益となる行為（1）と、自己利益を優先して道徳的に妥当な行為を回避すること（2）とのいずれかの選択を迫られたうえで、道徳的に妥当な行為（1）を選びとるという〈道徳〉教材の枠組みにしたがって杉原千畝の「決断」について考える場合、どのような状況下で行為の選択がなされたのかがきわめて重要である。

ホロコーストはナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺であるが、犠牲になったユダヤ人の大部分はドイツに住んでいたユダヤ人ではなく、ほとんどはドイツが占領した東ヨーロッパ地域のユダヤ人であった。アウシュヴィッツ収容所はドイツ国内にあったのではなく、ドイツが占領したポーランド南部に設置された。

1940年末までに殺害されたユダヤ人は10万人以下である。1941年6月の独ソ戦開始によりドイツは東ヨーロッパの数百万人のユダヤ人を支配下においた。600万人といわれる虐殺の大部分は、それ以降のものである。

ホロコーストはヒトラー政権が成立した1933年に始まるのではない。ホロコーストは1938年11月の「水晶の夜」から始まるのでもない。「水

晶の夜」はその後のドイツ国内でのユダヤ人襲撃事件のはじまりとされ死者は100人にのぼるが、ピークの1942年には1年間で270万人すなわち1日あたり数千人を近代的技術と組織により連続的に殺害したホロコーストと同列にとらえることはできない。

杉原が道徳的決断を迫られた1940年7月末においては、600万人のユダヤ人殺戮は、これから起こることであって未だ事実として存在しない。それまでの経緯から見て、事態は切迫しており東欧のユダヤ人が極めて危険な状況に置かれるであろうことは懸念されていたが、東欧のユダヤ人の半数以上が数年以内に虐殺されるであろうことが予想されていたとはいえない。

1940年7月末の時点で杉原千畝が直面していたのは、1933年に国民社会主義ドイツ労働者党（Nazi）が政権について以降、ユダヤ人迫害がはじまったこと、そして1939年9月のポーランド侵攻により、300万人以上のユダヤ人が居住するポーランドのうち西半分がドイツ軍の占領下におかれ、逃亡した一部のユダヤ人が、ポーランドの東半分とともにソ連の占領下におかれたリトアニアに到達し、一部はパレスティナの一部は他の地域への脱出を願っているという状況だった。

〈道徳〉教材としての杉原物語において道徳的「決断」の背景として児童生徒に示されているのは、杉原千畝が1940年7月下旬当時に実際に直面した状況ではなく、ホロコーストというそれ以降のできごとである。〈道徳〉教材における杉原千畝は、あたかも20世紀末以降の視点に立って道徳的「決断」をおこなっているかのごとくである。杉原ビザを題材とする〈道徳〉教材におけるこのような時代錯誤は、ひろくみられる現象である。現在のわれわれが杉原千畝のビザ発給について歴史的に検討する上では、それ以降生起する事象と関連づけることも当然必要で

ある。しかし、〈道徳〉教材において道徳的「決断」の時点での背景事情としてまだ生起していない事象を児童生徒に示すのは妥当ではない。

イスラエル国家による杉原の顕彰

杉原千畝の死去から4年後、事件からちょうど50年後の1990（平成2）年、未亡人の杉原幸子が回想録を出版した（『六千人の命のビザ』、朝日ソノラマ）。杉原幸子は、1940年7月末に日本領事館の前に集まったユダヤ人についてこう書いた。

運良く逃げのびた人たちは、ドイツの勢力がまだ及んでいない北、この〔リトアニアの〕カウナスへ辿り着いたのです。日本を通過してアメリカ、イスラエルに逃れる道しか残されていなかったのです（21頁）。

アメリカとはアメリカ合州国のことと思われる。イスラエル国家の建国宣言は1948年5月であるから、1940年当時は「イスラエル」は存在しない。そのことを気にしたのでろうか、『ともに歩む』への収録に際して『六千人の命のビザ・新版』（1993年）の発行元である大正出版の渡辺勝正社長は「イスラエル」を「自由国」と書き換えたが、「自由国」が何をさすのかははっきりしない。

シオニズム運動の影響を受けたユダヤ人らが目指す移住先は、当時イギリスが管理しており、のちにイスラエル国家が樹立されることになる国際連盟の委任統治領パレスティナだった。シオニズムにおいては、パレスティナとその周辺地域は「エレッツ・イスラエル」と呼ばれる。“イスラエルの地”という意味である。1990年時点で、杉原幸子はそれらを踏まえて「イスラエル」と書いたであろう。1948年建国のイスラエル国家が1940年に存在していたと勘違いしたわけではあるまい。

ユダヤ人たちが恩人の杉原を探し出して再会を果たすことができたのは事件から実に28年も経た1968年のことだった、ということになっ

ている。杉原に連絡してきたのは、事件当時ユダヤ人たちの代表として杉原との交渉にあたった5人のうちのひとりであるジョホシュア・ニシュリであった。彼は在日本イスラエル大使館職員として日本に滞在していた。というより、杉原との再会を演出するためにあらたに赴任したように思われる。「センポ」で探していたからみつからなかったというなら、永久に見つからないはずの「すぎはらちうね」が探し出され、劇的な再会をはたした。

翌年には、杉原は貿易会社社員として滞在していたモスクワから脚を伸ばして訪れたイェルサレムで、1940年当時杉原との折衝にあたった5人のうちのもうひとり、ゾラフ・バルハフティフと再会している。ゾラフ・バルハフティフは、イスラエル国家独立宣言の34人の署名者のひとりであり、長くイスラエル国会（クネセト）の議員をつとめ、当時は宗教大臣の地位にあったイスラエル国家の要人である。杉原千畝はたんに「再会」を果たしただけではない。日本人として唯一の「正義の異邦人（諸国民の中の正義の人々）」として顕彰され、ヤド・バシェム（イスラエル国立のホロコースト記念館）にその名が刻まれることとなった。あきらかにゾラフ・バルハフティフがその権限を行使して下した判断によるものである（本連載第31回、本紙第1018号）。

ホロコーストに注目してユダヤ人の悲劇性を強調したうえで、ホロコーストをくぐり抜けたユダヤ人によるイスラエル国家の樹立の正当性と必然性を謳い上げる物語が構築されたのであり、杉原千畝の物語はその文脈に位置づけられて語られるのだ。杉原の〈道徳〉教材において時代錯誤的叙述がおこなわれるにいたった原因はここにある。

シオニズムにおいて、ホロコーストとイスラエル国家建国を結びつける物語構造は、いつ、どのようにして作られたのだろうか？（つづく）